

朝霞市規則第 22 号

朝霞市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

朝霞市建築基準法施行細則（平成 4 年朝霞市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（特定建築設備等の定期報告）

第 3 条 法第 12 条第 3 項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、小荷物専用昇降機（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 240 号）第 2 第 3 号に規定するものに限る。ただし、籠が住戸内のみを昇降するものを除く。）とする。

2 政令第 16 条第 3 項各号又は前項に規定する特定建築設備等に係る省令第 6 条第 1 項の規定により市長が定める時期は、第 1 回の報告を行った日の翌日から起算して 1 年（同項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、3 年）が経過する日ごとに、当該日の 1 月前の日から当該日までの間とする。

3 省令第 6 条第 3 項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前 2 月以内に検査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。